

医療費通知を活用した医療費控除について

平成29年度の税制改正により平成29年分の医療費控除申告から医療費通知の活用が可能となりました。

当組合では、対象者に対して2ヶ月に一度、医科（入院及び外来）、歯科、調剤、療養費として給付したものをそれぞれ月ごとに記載した医療費通知をご自宅宛てに送付しています。

医療費通知見本

送付月と対象となる診療月

送付月	対象診療月
3月	11月・12月
5月	1月・2月
7月	3月・4月
9月	5月・6月
11月	7月・8月
1月	9月・10月

※ 毎月末日に送付

お手元の医療費通知は、**捨てないで大切に保管**してください。

なお、**紛失等された場合は再発行ができません**ので予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら組合までお問い合わせください。

【注意事項】

- ・通知の作成は、埼玉県国保連合会に委託しているため再発行はできません。
- ・11月及び12月診療分については、3月末の送付になるため、医療費控除の際は明細書の作成、または医療機関等の領収書による対応をお願いいたします。
- ・診療を受けたものすべてについて記載されるものではありません。
- ・医療機関等からの請求遅れによる未着の請求分や審査による医療費の変更等もあるため、支払われた金額と必ずしも一致しない場合があります。
- ・公費負担金、各自治体単独の医療費助成による負担金の一部負担金減免については、当組合では把握していないため、記載をしております。医療費控除の際は、各自治体にお問い合わせいただき、ご自身で修正してください。
- ・医療費通知は、確定申告で医療費控除を受ける場合の給付証明になりますが、医療費支払額の証明にはなりません。